

新型コロナウイルスワクチンの接種順位における高齢者施設等の従事者について

1. 高齢者施設の従事者には、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等において、利用者に直接接する職員が含まれる。なお、職種は限定しない。

【高齢者施設等の例】以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するもの

<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul> </li> <li>○居住系介護サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> </ul> </li> <li>○老人福祉法による老人福祉施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul> </li> <li>○高齢者住まい法による住宅                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護法による保護施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・宿所提供施設</li> </ul> </li> <li>○障害者総合支援法による障害者支援施設等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設</li> <li>・共同生活援助事業所</li> <li>・重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）</li> <li>・福祉ホーム</li> </ul> </li> <li>○その他の社会福祉法等による施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）</li> <li>・生活困窮者・ホームレス自立支援センター</li> <li>・生活困窮者一時宿泊施設</li> <li>・原子爆弾被爆者養護ホーム</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・婦人保護施設</li> <li>・矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）</li> <li>・更生保護施設</li> </ul> </li> </ul>
--	---

## 2. 「高齢者施設等の従事者」に居宅サービス事業所等の従事者を含める場合の取り扱い

新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の要介護高齢者や要支援高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があります。このような状況を想定し、以下の①②に該当する居宅サービス事業所等の従事者を、「高齢者施設等の従事者」に含めることができます。

### ①居宅サービス事業所等の意向

事業所が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者および濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を、坂井市に登録する場合

### ②居宅サービス事業所等の従事者の意思

①で登録した事業所の従事者が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者および濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する場合

### 【対象の居宅サービス等の例】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・療養通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・福祉用具貸与
- ・居宅介護支援

※各介護予防サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

### 【患者等に対する介護サービスとして考えられる例】

- ・訪問系、多機能系サービス : 訪問サービスの提供
- ・通所系サービス : 訪問サービスへの切替
- ・短期入所系、多機能系サービス : 感染者等が帰宅できない場合のサービス提供

### 3. 「高齢者施設等の従事者」に訪問系サービス（障害福祉サービス）事業所等の従事者を 含める場合の取り扱い

新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の要介護高齢者や要支援高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があります。このような状況を想定し、以下の①②に該当する訪問系サービス事業所等の従事者を、「高齢者施設等の従事者」に含めることができます。

#### ①訪問系サービス事業所等の意向

事業所が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者および濃厚接触者に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意向を、坂井市に登録する場合

#### ②訪問系サービス事業所等の従事者の意思

①で登録した事業所の従事者が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者および濃厚接触者に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する場合

#### 【対象の訪問系サービス等の例】

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 同行援護
- ・ 重度障害者等包括支援  
（訪問系サービス等を提供するもの）
- ・ 自立生活援助
- ・ 短期入所
- ・ 共同生活援助（GH）
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型、B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

※地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行うものの派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。